

第7次 韓日全面会談 法的地位委員会
第25次 会議録(抜粋・翻訳)

- 八木 : 協定文案を今日提出しようとしたが準備ができず、来週に提出しようと思うので、今日は既に連絡した通り「処遇」に対して論議しよう。
- 方代表 : くり返し今日の会議で話しておくことは、合意事項に依拠して協定文案を作成するにおいて、合意議事録に規定されることが多いと思う。しかしすべての問題点を全部合意議事録に規定できないので、私見としては韓日共同委員会のようなものを設置して、協定施行において問題になる紛争を解決して行くべきだと考える。また、戦後入国者及び離散家族の再会問題はいかなる形態であれ、論議されるべきであると考え。処遇に関しては今まで出てきたもの以外にも出すものが何なのか、話してほしい。
- 八木 : 法的地位の内、処遇問題が一番意見が狭まらないでいる。
- 方代表 : 処遇の内、教育問題においては現在までの日本側案の内容は、義務教育を受けられるということと、上級学校進学における均等な機会の付与だけを確約している状態だが、われわれとしては永住権者が設立した学校に対する、上級学校進学資格の付与問題を重視している。しかし日本側はこれに対して、冷淡な反応を見せている。また、教育問題以外にも社会保障制度において、その保障を確約できるのか？
- 李代表 : 率直に言って、社会保障制度の内、国民健康保険は大多数の地方で在日韓人に適用していて、また仮調印後、新聞に報道されたものを見ても、日本の世論がその適用を支持すると考えられるので、国民健康保険の適用に対して、これを容認できるのではないか？また教育問題の内、永住権者が設立した学校の進学資格付与も再考して欲しい。
- 八木 : 永住権者が設立した学校に対する進学資格付与問題は、とうてい不可能なものだ。
- 鶴田 : 自民党自体の内でも相当な反対があるという。
- 方代表 : 仮調印後、新聞報道によると、外務省内に外国人の学校制度研究のための委員会を設置すると報道されたのは、どういう話なのか？
- 鶴田 : どこまでも新聞報道で正確な話ではなく、設置に至らなかった。
- 八木 : 一度文部省の実務者を本委員会に出席させるようにする。
- 李代表 : 過去の文部省実務者の話は、永住権者が設立した学校に進学資格を付与するということは、日本の教育体系を乱すという主張だけで一貫して来た。朝総連で経営する学校のように民族教育と言って、ある一個人に対する英雄崇拜思想や、世界赤化のための思想教育とかしている学校をなぜ放置しておくのか？理解できない。これに反して、わが民団系の学校は教育課程が日本の学校と全く同じなので、考慮してみる余地がある。
- 鶴田 : 朝総連系の学校を取り締まるのは、法律上難しい点がある。
- 方代表 : 終戦後、朝総連が民団系と共産系に分離する時、韓人系学校がほとんど朝総

連に行ったことがあるという。朝総連系の民族教育分校にも、日本側で予算を裏づけしてあげるのか?

八木 : 特殊な地域に朝総連系韓人たちが集中して居住していて、その地域に分校が設置されている場合、その地方自治団体の管轄区域内なので、予算の裏づけをしていると聞いている。ともかく文部省実務者を出席させて、確実な見解を聞くようにしよう。

方代表 : 教育問題のせいでわれわれ代表団が、民団側から多くの質問を受けており、重大な関心を持っているのに、確答ができないのだから、権顧問も出席させて、民団の立場での見解も聞くようにしよう。

新谷 : 在日韓人が設立した学校を、日本の正式学校として認定して欲しいという話ではないかと思えるのだが?

李代表 : わが側は従来、永住権者が設立した学校の正式学校認可問題を撤回し、その学校の卒業者に対して外国で同等な学校を卒業した者と同等な進学資格を認めて欲しいという主張に変えたのだ。

鶴田 : 教育問題においては過般、外相会談で韓国側が出して来た問題3個の内、2個が合意されたことになるが、その他の「学校設立認可」問題は撤回するのか? これからの論議は過般の合意事項だけに基づくのか?

李代表 : そうではない。第3項目に対して保留しただけだ。即ち日本側が教育問題と社会保障問題において、日本人に準じる待遇をするならいざ知らず、そうでないのなら撤回したのではない。永住権者が設立した学校に対する進学付与問題は、今後双方がもっと論議しなければならないだろう。

八木 : 要は討議の過程で解決しようという意味ではないかと思われるので、次に論議してみよう。財産搬出問題は、教育問題の討議後に回しても良いのではないか?

李代表 : 教育問題を討議した後に、財産搬出問題を討議してもよい。仮調印されたものの中にも新しく規定することが多く、永住権だけでも合意議事録に入れるものが多い。ところで会議進行方法において「処遇」問題の討議と別途に、協定文作成を推進しなければならないと思うが。

八木 : 協定文案作成はどのように進展しているのか?

大和田 : 協定文案を作成してみると色々難しいことが多い。合意できたものも表現が難しい点がある。だから日時を決めて、何時提出するかというのは難しい。特に処遇問題が合意できず、よりそうだ。財産搬出や教育問題の根本趣旨は協定で規定しなければならない。

李代表 : 処遇問題の基本となる点を協定本文に規定する点は賛成だが、4月3日仮調印された追加合意事項1の「妥当な考慮」をするというのは、そのまま条文にはできない。

大和田 : われわれとしてはそうは思わない。「妥当な考慮」を具体的にどのように協定本文に表示するか難しいし、われわれとしては韓国側の意向を聞こうとしたのだ。

李代表 : 教育、社会保障、財産搬出等の具体的な処遇が決定した後、それが適切なの

か、妥当なのかを見て、協定本文の表現を模索すればよいのではないか。したがって私の考えでは、「妥当な考慮」云々は内容のない表現である。

- 八木 : 今の状況では協定文を提出するのは難しいのか？
- 大和田 : 条約全体のバランスから見て難しい。
- 李代表 : 処遇の論議が終ってから、他の問題も条文化するのか？
- 大和田 : そうではない。おおまかにでも論議した後に、協定本文と合意議事録に分けて表現するからだ。
- 李代表 : 処遇問題の討議が終のを待って協定文を作成するのでは日にちが遷延するから、処遇問題の討議と協定文の作成作業を併行させて進行しなければならないし、また協定本文と合意議事録は分離して討議するのではなく、同時に討議するべきだ。
- 八木 : 先日仮調印した要綱案に依拠して協定文案を作成するのではないのか？
- 大和田 : もちろんだ。しかし協定文案作成の前に一度、「妥当な考慮」をどのように考えるのか、韓国側の意見を聞こうと言うのだ。
- 李代表 : われわれは処遇において生活保護はすでに合意しているので・・・「等」に関して、もっと具体的に論議しようと言うのだ。しかし永住権の付与範囲や強制退去のような内容も、実質的に確定したので、条文化できると考える。しかし、処遇問題は実質的に決定できていないので、まだ条文化できないのである。
- 八木 : 条約国としては仮調印した部分の内、合意事項はそのまま条文化し、追加した合意事項は条文化できないと考えるようだが、実質が決定していないものは条文化できないという韓国側の意向はどう見るのか？
- 李代表 : 表現において「妥当な考慮」でなくても、「適切な考慮」等と表現できるだろうし、あるいは具体的に合意した後、規定することもできるだろう。しかし処遇問題に関しては実質的に決定した後に条文化しなければならないだろう。
- 谷口 : すでに合意した永住権と強制退去も、英文で表現するのが難しいので、処遇問題は決定が先行してから条文化すべきだろう。
- 李代表 : 永住権や強制退去に対して条文化作業をしながら、一方では処遇に対して具体的に論議するようにしよう。処遇は毎週何回ほど論議したら良いのか？
- 新谷 : 外務省側がもう少し努力して、可能な限り処遇問題がある程度話になるようにして、一緒に条文化作業をするのも一つの方法ではないか？
- 李代表 : 処遇が決まってから他の問題も条文化するというのは困った話だ。
- 大和田 : 韓国側の考え通り、会議を併行しても良いだろう。
- 李代表 : 処遇問題の解決と協定文条文化作業は一応、併行開催するようにしよう。
- 八木 : 次回は文部省の実務者を参加させよう。
- 新谷 : 韓国側が言う韓国学園卒業者に対する同等な資格認定は、韓国内の正規学校卒業者と同等に認定してくれということなのか？韓国内の各種学校卒業者と同等に認定してく

れということなのか？(訳注：日本側黒塗り該当部分)

- 李代表：上級学校進学資格において外国の学校卒業者と同等な資格を認めよという趣旨なので、韓国内の正規学校卒業者と同等の進学資格を認めて欲しいということだ。日本内にある韓国系学校は日本の文教科制に合致するので当然な要求と思う。次は、文部省の話聞く一方、国民健康保険に対して厚生省の話聞くのはどうか？
- 大和田：それもよい。韓国側の要望はどんなものか？先に知らなければいけない。
- 李代表：まず国民健康保険だけに限って、相互論議しようと言うのだ。
- 鶴田：厚生省側は韓国側の意見が全体的に固定したら、これに沿って論議したいということだ。
- 李代表：当初われわれは社会保障全部を適用して欲しいというものだったが、ある程度狭めたし、さらに国民健康保険一つでもその適用を保障されるのなら、その他に対しては理解させて狭めて行くこともできるだろう。
- 八木：しかし文部省と厚生省両側の実務者を、皆一緒に出席させるのは難しい。
- 大和田：文部省側ではある程度結論が出たようなので、文部省の話先に聞くことにしよう。
- 斉木：韓国側が処遇に対して要望しているのは何なのか？
- 李代表：過般の外相会談期間中、金大使・牛場審議官会談でわが側が列挙して出した案がまさにそれだ。当時、柳谷事務官が、「同案が最終的なものなのか？」と聞くので、それだけが適用されるのなら、他のものは撤回するとまで話したことがある。処遇は日本側が考慮してくれるなら可能なことで、われわれが無理に主張するのではない。
- 斉木：互いに同じだ。
- 大和田：財産の搬出及び送金に対しては大蔵省と後に論議するようにしよう。
- 李代表：まず、文部省と厚生省と話した後に大蔵省と論議するようにしよう。
- 大和田：会議の促進のために、条文作成作業をどうすべきなのか？具体的に方法を決めよう。
- 李代表：処遇を実質的に終わらせた後に条文化作業をするのは遅くなるので、両側で案を出し合うとか、日本側が案を出したら、それに基づいて論議修正してもよいだろう。
- 八木：今週に協定文案が準備できるのか？できなければ、来週に1回ほど処遇に対して、もっと論議しよう。
- 李代表：次回の会議を明後日、23日頃しよう。
- 八木：4.23(金)、14:30にしよう。
- 鶴田：一応、会合の日時を決めて、文部省と打ち合わせて連絡する。
- 鶴田：新聞発表は？
- 李代表：処遇について論議したとしよう。
- 八木：よい。